

次代を担う

～青年中央会の会員紹介～

「三重県中小企業青年中央会」は、三重県中小企業団体中央会の会員組合に組織されている青年部を会員としています。

会員相互の連携と組合青年部等の事業活動を強化することにより、次世代を担う指導者の養成を図り、中小企業並びに組合の事業活動促進、企業の振興発展に寄与することを目的としています。

ここでは、青年中央会会員である組合青年部さんをご紹介します。



会長
伊藤 明紀 氏
(いとう あきのり)
三重弁護士協同組合 青年部会



三重県中小企業青年中央会「ふれあい事業」

○設立について

三重弁護士協同組合青年部会は、平成29年7月に開催された日本弁護士連合会主催の「中小企業支援に関する意見交換会～中小企業における弁護士の活用場面in三重」において、熊本県弁護士協同組合が青年部を設立し、中小企業団体中央会青年部会員の他業種の協同組合青年部と研修会等を通じて交流を行っている話を聞いた事をきっかけに、今後の業務拡大に向けて青年部を立ち上げることとなりました。当時、三重弁護士会の副会長であった、伊藤明紀氏が中心となり、規約等を整備することから始め、三重弁護士協同組合の総会にておいて承認され、平成30年5月に設立しました。現在43名が加入しています。

通常、青年部は会員資格要件として年齢が定められていますが、弁護士は、年齢に関係なく経験年数が重要となるため、弁護士資格を取得してから20年以下の組合員で構成することとしました。

○青年部事業について

青年部事業としては、平成30年10月に津市で、三重県中小企業青年中央会のふれあい事業として開催された「三重弁護士協同組合青年部会との各種法律に関する意見交換」に青年部9名が参加して協力しました。地域性を重視して、グループにわかれ、パワハラ・セクハラなど労働問題を中心に、参加者の会社や業界において直面している法律問題についてアドバイスをするとともに意見交換を行い白熱しました。参加者からは時間が足らなかった、良い話ができた等の感想がありました。

当青年部会の弁護士は、事業承継、相続問題、ハラスメント、働き方改革などの労働問題等様々な問題に対してオールマイティに対応できる弁護士が多いことが特徴ですので、今後の青年部会活動としては、各種問題に対するセミナーの講師派遣や、他団体と交流できる場を増やしていきたいと考えています。

○今後について

伊藤氏は、あと5年で弁護士経験20年目を迎えることとなるため、それまでに青年部会をさらに盛り上げ、次の世代にバトンタッチしていく、青年部会の活動を今後につなげていきたいと話されました。

また、弁護士は敷居が高い、どの弁護士に相談していいかわからない、弁護士に相談すべき内容であるか判断が難しいとのイメージが強い。相談する際に、人柄が「合う、合わない」も重要となります。問題が起きる前でなく、もしもの時の窓口として、まず弁護士と人としてのつながりを持つ場を増やしていきたいそうです。

弁護士イコール訴訟のイメージが強いが、事態が深刻化する前に相談してもらえば、大事となり裁判になる前に交渉段階で収める事もできます。例えば、架空請求や裁判所からの通知など、放っておいて大丈夫なものと、対応しなければならないものがあるが、弁護士に相談していただければ適切な対応が可能となります。

弁護士会では、弁護士に平日（一部土曜日）、30分以内5千円で相談する事ができます。但し、事前に電話での予約が必要です。

気軽に相談に来て欲しいと語ってくださいました。